

003452TV 261043

第三号様式(1)

大量保有報告書 (法第27条の26第1項に基づく報告書) ~~変更報告書 No. (法第27条の26第2項に基づく報告書)~~

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿



氏名又は名称 弁護士 平川 修 報告義務発生日 平成15年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 平成15年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	日本化学工業株式会社	会社コード	4092
上場証券取引所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 ④ 福岡 ⑤ 札幌	※① 上場 2 店頭	
本店所在地	〒136-8515 東京都江東区亀戸9-11-1		

頁 / 総頁	1 / 9
提出者及び共同保有者の総数	4 名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称		クレディ・スイス・ファースト・ポストン (ホンコン) リミテッド	
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地		香港、セントラル、コンノート・プレイス8、トゥー・エクスチェンジ・スクウェア、45階および46階	
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地		〒	
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	63年3月22日	(フリガナ)
人	※ 1 明治 ③ 昭和 2 大正 4 平成		代表者氏名
	事業内容	有価証券の取引・販売、債券または株式による資金調達および金融商品の販売業務等	アンドリュー・キャトル
代表者役職		取締役	
事務上の連絡先及び担当者名		〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子	
電話番号		03(6888)1000	



発行会社の 会社コード	4092
----------------	------

頁 / 総頁	2 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ポストン（ホンコン）リミテッド
-----------------------	--------------------------------

3 保有目的

自己勘定にて国内の有価証券に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 323,843株		I 株
対象有価証券バックワラント	D 2,669,039株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 2,992,882株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成15年6月30日現在) S 75,028,490株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 2,992,882株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 3.84%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 2,992,882株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 ---%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書
(法第27条の26第1項に基づく報告書)

~~変更報告書 No.~~
~~(法第27条の26第2項に基づく報告書)~~

関東財務局長 殿

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

氏名又は名称 弁護士 平 川 修 印 報告義務発生日 平成15年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所

平成15年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	日本化学工業株式会社	会社コード	4092
上 場 証券取引所	※① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 4 福岡 ⑤ 札幌		
本店所在地	〒136-8515 東京都江東区亀戸9-11-1		

頁 / 総 頁	3 / 9
---------	-------

提出者及び 共同保有者の総数	4 名
-------------------	-----

提 出 形 態	※ ① 連 名 2 その他
---------	------------------

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 ③ その他 (英国法上の無限責任会社))			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称		クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル	
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地		英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア	
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地		〒	
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	2年5月9日	(フリガナ)
人	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 ④ 平成	代表者氏名	ケヴィン・スタッド
	事業内容	デリバティブ商品取引業務等	
代表者役職		マネージング・ディレクター	
事務上の連絡先及び担当者名		〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子	
		電 話 番 号	03(6888)1000

発行会社の 会社コード	4092
----------------	------

頁 / 総頁	4 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル
-----------------------	-------------------------------

3 保有目的

自己勘定にて国内の有価証券に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バードワント	D 355,872 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合 計	M 355,872 株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成15年6月30日現在) S 75,028,490 株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 355,872 株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.47 %	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 355,872 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 --- %	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書
(法第27条の26第1項に基づく報告書)

~~変更報告書 No.~~
(法第27条の26第2項に基づく報告書)

関東財務局長 殿

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

氏名又は名称 弁護士 平 川 修 印 報告義務発生日 平成15年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成15年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	日本化学工業株式会社	会社コード	4092
上 場 証券取引所	※① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 4 福岡 ⑤ 札幌		
本店所在地	〒136-8515 東京都江東区亀戸9-11-1		

頁 / 総 頁	5 / 9
---------	-------

提出者及び 共同保有者の総数	4 名
-------------------	-----

提 出 形 態	※ ① 連 名 2 その他
---------	------------------

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称		クレディ・スイス・ファースト・ポストン (ヨーロッパ) リミテッド	
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地		英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア	
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地		〒	
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明 治 3 昭 和 2 大 正 4 平 成		勤務先名称
人	職 業		勤務先住所
法 人	設立年月日	41年11月9日	(フリガナ)
	※ 1 明 治 ③ 昭 和 2 大 正 4 平 成		代表者氏名
人	事業内容	国際有価証券引受・取引業務、コーポレート・ファイナンス業務等	
事務上の連絡先 及び担当者名		〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今 津 幸 子	
		電 話 番 号	03(6888)1000

発行会社の 会社コード	4092
----------------	------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ヨーロッパ）リミテッド
-----------------------	---------------------------------

3 保有目的

自己勘定にて国内の有価証券に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	211,400 株	株	株
新株引受権証書	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 355,872 株		I 株
対象有価証券バックラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合 計	M 567,272 株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成15年6月30日現在) S 75,028,490 株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 567,272 株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.75 %	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 355,872 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 --- %	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書 (法第27条の26第1項に基づく報告書) ~~変更報告書 No. (法第27条の26第2項に基づく報告書)~~

関東財務局長 殿

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

氏名又は名称 弁護士 平 川 修 印 報告義務発生日 平成15年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所

平成15年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	日本化学工業株式会社	会社コード	4092
上 場 証券取引所	※① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 4 福岡 ⑤ 札幌		
本店所在地	〒136-8515 東京都江東区亀戸9-11-1		

頁 / 総 頁	7 / 9
提出者及び 共同保有者の総数	4 名
提 出 形 態	※ ① 連 名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド		
フリガナ (カタカナ)	クレジット・ハーバース・オン・センター		
住所又は本店所在地	香港、九龍ハーバー市、オーシャン・センター930		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地			
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明 治 3 昭 和 2 大 正 4 平 成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	59年2月10日	(フリガナ) クオ・ボール
人	※ 1 明 治 ③ 昭 和 2 大 正 4 平 成		代表者氏名 郭宝樹
	事業内容	証券業務等	代表者役職 日本における代表者
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今 津 幸 子		
	電 話 番 号	03(6888)1000	

発行会社の 会社コード	4092
----------------	------

頁 / 総頁	8 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
-----------------------	---

3 保有目的

自己勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	480,000株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バートラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合 計	M 480,000株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成15年6月30日現在) S 75,028,490株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 480,000株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.64 %	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 ... %	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

発行会社の 会社コード	4092
----------------	------

頁 / 総頁	9 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ホンコン）リミテッド
-----------------------	--------------------------------

提出者及び 共同保有者の総数	4名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者

1	クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ホンコン）リミテッド	11		21	
2	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル	12		22	
3	クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ヨーロッパ）リミテッド	13		23	
4	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	14		24	
5		15		25	
6		16		26	
7		17		27	
8		18		28	
9		19		29	
10		20		30	

2 上記提出者及び共同保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	691,400株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 679,715株		I 株
対象有価証券バックラント	D 3,024,911株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株	K 株	
対象有価証券償還社債	F 株	L 株	
合計	M 4,396,026株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成15年6月30日現在) S 75,028,490株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 4,396,026株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 5.58%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 3,704,626株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 ---%	


委任状

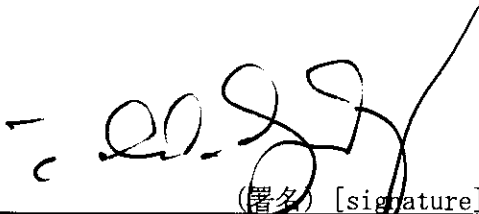
Hong Kong Special Administrative Region, People's Republic of China 法に基づき設立され、45th and 46th Floors, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong に住所を有す Credit Suisse First Boston (Hong Kong) Limited (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

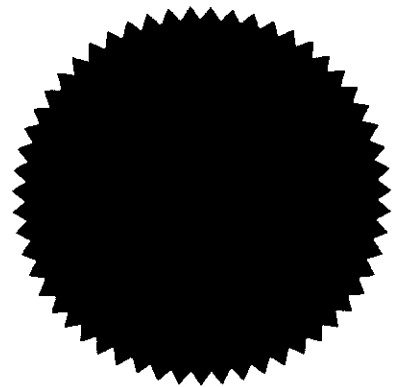
1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月22日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

Credit Suisse First Boston (Hong Kong) Limited

 (署名) [signature]
氏名 : Andrew Cattle
役職 : Director

 (署名) [signature]
氏名 : Todd Sandoz
役職 : Director



委任状

香港法に基づき設立され、本店を香港、九龍ハーバー市オーシャン・センター930に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2003年7月11日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 郭 宝樹





添付書類A

法人名	住 所
クレディ・スイス・ファースト・ボストン	スイス国チューリッヒ、8045、ユートウリバー グ・ストラーセ 231
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インター ナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ヨーロ ッパ）リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・エクイ ティーズ・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ホンコ ン）リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、ト ウー・エクスチェンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・エルエ ルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11

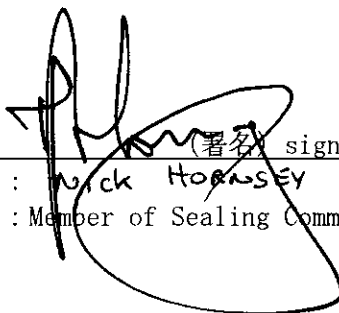
委任状

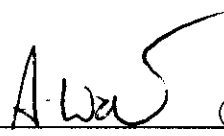
England 法に基づき設立され、One Cabot Square, London E14 4QJ に住所を有す Credit Suisse First Boston International (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

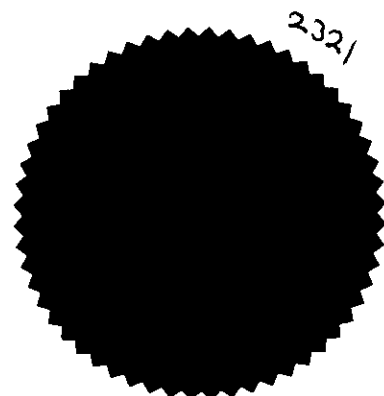
1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月9日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

CREDIT SUISSE FIRST BOSTON INTERNATIONAL


(署名) signature
氏名: Nick HORNSEY
役職: Member of Sealing Committee


(署名) signature
氏名: ANDREW WALTON
役職: Member of Sealing Committee



委任状

香港法に基づき設立され、本店を香港、九龍ハーバー市オーシャン・センター930に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2003年7月11日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 郭 宝樹





添付書類A

法人名	住 所
クレディ・スイス・ファースト・ボストン	スイス国チューリッヒ、8045、ユートウリバーグ・ストラーセ 231
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ヨーロッパ）リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・エクイティーズ・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ホンコン）リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、トゥー・エクスチェンジ・スクウェア、45階および46階
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・アベニュー 11

委任状

England 法に基づき設立され、One Cabot Square, London E14 4QJ に住所を有す Credit Suisse First Boston (Europe) Limited (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年5月2日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

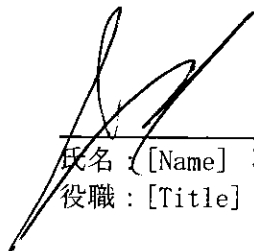
CREDIT SUISSE FIRST BOSTON (EUROPE) LIMITED



(署名) [signature]

氏名 : [Name] Steven Wootton

役職 : [Title]



(署名) [signature]

氏名 : [Name] James Kreitman

役職 : [Title]

委任状

香港法に基づき設立され、本店を香港、九龍ハーバー市オーシャン・センター930に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2003年7月11日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 郭 宝樹





添付書類A

法人名	住 所
クレディ・スイス・ファースト・ボストン	スイス国チューリッヒ、8045、ユートウリバー グ・ストラーセ 231
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インター ナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ヨーロ ッパ）リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・エクイ ティーズ・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ホンコ ン）リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、ト ウー・エクスチェンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・エルエ ルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11

委任状

香港法により設立され、香港、九龍ハーバー市オーシャン・センター930に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2003年7月11日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 郭 宝樹

